

公害防止計画制度の役割・機能と課題の整理（案）

【制度面】

公害防止計画の役割・機能	主な課題
<p>①公害防止対策の総合調整 ー国・地方が協同して、公害防止対策を総合的・計画的に実施 ー地域整備や開発計画等の他の行政計画に対して、公害防止上の措置を総合的に示す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画内容が環境質全般について網羅的に記載されるようになってきており、焦点がぼやけているのではないか。 ・多くの課題を盛り込んでいるため、施策の範囲が広がりすぎて、課題に対応した施策が十分盛り込まれていないのではないか。
<p>②公害防止対策事業の推進 ー公害財特法による財政支援を通じて、公害防止対策事業を総合的・計画的に実施しうる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公防地域に指定されると、必要性の有無にかかわらず、公害財特法に定めている事業の全てが財政上の特例措置の対象となるため、無駄が生じていないか。 ・公害対策事業は幅が広いが、通常補助率と特例補助率の差が無いものもあり、事業費の割には嵩上げ額はそれほど多くないのではないか。 ・これまでは廃棄物処理施設関係の嵩上げ額が突出していたが、平成17年度からは継続分を除き廃棄物処理施設関係の嵩上げ措置が無くなったため、地方公共団体にとって、公害財特法による特例措置の効果が大きく減じたのではないか。
<p>③土地利用の適正化 ー都市計画及び空港周辺整備計画において、公害防止計画との整合を図るよう規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理念や考え方の調整に止まり、実質的には土地利用の適正化の観点からのアプローチはあまり機能してこなかったのではないか。
<p>④規制措置等の推進 ー地方公共団体独自の対策を国の施策と併せて公害防止計画に位置づけることで、当該対策を国として承認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が介在する日常生活や通常の事業活動に起因する都市生活型公害においては、ソフト的対策等の幅広い政策手段を公害防止対策事業と有機的に連携して実施（ポリシーミックス）する必要があるが、このような点について十分な配慮が行われていないのではないか。
<p>⑤公害の未然防止 ー大都市周辺地域における人口集中や新産業都市・工業整備特別地域等における産業等の集積にあたり、公害を未然に防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質による汚染等新たな個別の問題が公防地域以外も含め多くなりつつあるが、これらには十分対応できていないのではないか。

【運用面】

公害防止計画の役割・機能	主な課題
①計画課題	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的取組を主要課題として掲げているが、計画内容は環境質改善のための網羅的スキームとなっているため、解決すべき問題が不明瞭となっているのではないか。
②策定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定地域と非策定地域間の汚染の程度の差が縮小してきているのではないか。 ・環境基準の超過を計画の策定要件としているが、環境基準の超過だけでは策定要件として甘いのではないか。 ・関連性の乏しい複数の公害の考慮だけで判断しているのではないか。
③対象地域の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・交通公害のように、広域にわたって移動または拡散する公害については、被害地域のみを対象とした対策では解決が困難ではないか。 ・光化学オキシダントのように汚染物質の発生源となる地域と被害地域が異なる場合があるが、現行制度では被害地域のみを対象地域としており、十分効果が上がっていないのではないか。
④計画目標	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準が設定されていない環境問題については、公害防止計画に盛り込みにくいのではないか。 ・光化学オキシダントや自動車騒音は、対策の効果が環境基準に係る指標に現れにくいのではないか。
⑤計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則5カ年であるが、現在の環境問題には中長期的観点から施策を講ずる必要がある課題や緊急的な対応を要する課題があり、一律5カ年では適切とはいえない場合もあるのではないか。 ・計画期間中に計画内容を見直す必要があるような事態が発生した際の対応が不十分ではないか。
⑥国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・公害対策会議の議を経て、国の行政機関が関与した支援体制が担保されているものの、慣例的な調整のみとなっているのではないか。
⑦地方の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・総量削減計画や湖沼水質保全計画のような個別の公害防止制度の整備に伴い、公害防止計画の中では、地域の特性に応じた地方公共団体の独自性を発揮しにくくなっており、公害防止計画の策定や実施における地方の役割が相対的に低下しているのではないか。
⑧地域環境計画との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止計画が盛り込む施策の範囲を拡大してきたことにより、条例等に基づき策定している地域環境計画の内容にまで及んでいるにも拘わらず、地域環境計画と公害防止計画の連携が十分図られていないのではないか。